

1002315

～ 9月は自殺予防月間 ～

1人で悩みを抱え、追い込まれた気持ちになっていませんか。つらい気持ちを打ち明けることで、楽になれることがあります。決してあなたは、1人ではありません。解決の糸口を見つけるため、まずは相談してみましょう。周囲に悩んでいる人がいたら、気付き、声を掛け、よく話を聴き、専門家につなぎ、見守っていくことが大切です。

問合せ 社会福祉課障害福祉係 ☎内線 3107、健康課保健係 ☎内線 3165

相談窓口	
電話相談	こころの健康相談統一ダイヤル ☎ 0570-064-556
	群馬県こころの健康センター ☎ 027-263-1156
	群馬県いのちの電話 ☎ 027-221-0783
	フリーダイヤル 自殺予防「いのちの電話」 ☎ 0120-783-556
来所相談(予約)	よりそいホットライン「自殺相談ダイヤル」 (24時間通話料無料) ☎ 0120-279-338
	利根沼田保健福祉事務所 精神科医による「こころの健康相談」 ☎ 23-2185 社会福祉課障害福祉係 精神科医による「精神保健福祉相談」 ☎ 23-2111(内線 3107)

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されます。

老齢・障害・遺族基礎年金を受給し、支給要件を満たしている人には、9月初旬より日本年金機構から書類が送付されますので、必要事項を記入の上、提出してください。

※市の職員や日本年金機構などが、電話で家族構成や金融

機関の口座番号、暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません

問合せ 給付金専用ダイヤル ☎0570・05・4092、
渋川年金事務所お客様相談室 ☎0279・22・1614

9月1日(木)～30日(金) 屋外広告物美化キャンペーン

国土交通省が定める「屋外広告物適正化旬間」に併せ、県は、9月1日から30日までを屋外広告物美化キャンペーン期間として、違反簡易広告物の除却作業や違反広告物の

プールの忘れ物

浮き輪やゴーグル、衣類など市民プールの忘れ物をお預かりしています。心当たりのある人はスポーツ振興課まで

問合せ 沼田土木事務所施設管理係 ☎24・5511

是正指導など、屋外広告物の適正表示に向けた取り組みを重点的に実施します。

屋外広告物の設置には、群馬県屋外広告物条例に従って、原則、許可を受けることが必要です。

1002380 ごみの出し方のマナーを守りましょう

「家庭ごみ収集カレンダー」や「家庭ごみの分け方・出し方」を再確認し、ごみの出し方を見直しましょう。

▽午前7時から8時30分までの間に、住んでいる地区の決められたごみステーションに出してください▽ごみ袋には、必ず町名とステーション番号を記入してください▽収集日以外は、絶対に出さないでください▽多量のごみは、分けて出すか直接処理施設に搬入してください▽事業所や営業所のごみは、直接搬入するか許可業者へ依頼してください

問合せ 環境課廃棄物係 ☎内線 3074

就業構造基本調査

就業、不就業の状態を詳細に把握し、雇用などの経済政策に必要な基礎資料を得るために、10月1日を基準日として全国一斉に就業構造基本調査を実施します。対象世帯には、調査員が調査票を持って訪問しますので、ご協力を願います。調査票は、「インターネット」で回答する方法、「郵送により調査票を提出する方法」または「調査員へ調査票を提出する方法」により実施します。

農薬適正使用を確認

農薬適正使用の基本事項

■使用基準を順守

▽農薬を使用した日や場所、作物、農薬の種類や量を記帳▽有効期限切れの農薬を使わない▽農薬を飛散させない▽水田で使用する農薬の止水期間は1週間程度とする▽土壌くん蒸剤の被覆期間を守りガス漏れを防止

■県指定農薬の取り扱い

県は、人畜、蚕、魚介類などに強い毒性を有する農薬を指定農薬として販売、使用に注意を呼び掛けています。指定農薬のうち流通および使用の抑制指導を行うものを抑制指導農薬とし、認められた地域に限り使用できません。

問合せ 農林課農業振興係 ☎内線 5015